

お茶の水女子大学日本言語文化学会会則

2025年11月1日 最終改定

第1条 本会の名称を「お茶の水女子大学日本言語文化学会」とする。

第2条 本会は日本言語文化学・日本語教育の研究と会員相互の交流に努めることを目的とする。

第3条 本会は下記の事業を行う。

1. 研究会ならびに総会を開催する。
2. 研究会誌『言語文化と日本語教育』を発行する。
3. 第2条の目的に必要なその他の事業を行う。

第4条 本会は次の者によって構成する。

1. お茶の水女子大学の大学院生・卒業生・およびそれに準ずる者
2. お茶の水女子大学、現教員、元教員、元教官
3. その他、本研究会の主旨に賛同する者

第5条 本会に下記の役員を置く。

1. 会長1名。お茶の水女子大学の専任教員の1人をもって、これに当てる。会長は本会を代表する。
任期は4年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 名誉会長1名。本研究会の創設者である水谷信子先生の功績を讃えて、名誉会長とする。
3. 必要に応じて、副会長1名を置くことができる。副会長はお茶の水女子大学の専任教員をもって、これに当てる。副会長は会長の職務を補佐する。
4. 委員10名程度。任期2年とする。ただし、再任を妨げない。
5. 委員会は会長が招集し、下記の事項を処理する。
 - イ. 研究会ならびに総会の企画・実施
 - ロ. 研究会誌の編集・発行
 - ハ. 会計事務
- ニ. その他会務に関する事項
6. 会計監査2名。任期2年。委員会の推薦により決定する。

第6条 本会の経費は下記のとおり定める。

1. 会費・寄付金およびその他の収入。
2. 会費は総会の議を経て決定する。

第7条 本会会則の改正は委員会の発議により総会の議を経て行う。

付則

1. 年会費は、年会員3,000円、賛助会員10,000円とする。賛助会員は、本会の活動に賛同し加入する者を指す。
2. 会費の納入を以って正式に会員として登録される。会費は4月1日から翌年3月末日までの分とする。初年度は、入会日から、当該年度の3月末日までの会費となる。

3. 次年度以降は、会費の納入を以って会員資格が継続される。会費の納入は、年度ごとに行うこととする。
4. 故佐々貴義式先生の本研究会への尽力に謝するため、また日本語教育に関する研究の発展に資するため、佐々貴先生のご遺族からの寄付金により基金を創設する。その基金により「佐々貴義式言文賞」を設ける。本賞は、設立当初は『言語文化と日本語教育』採択論文を対象として運用した。

第 52 回研究会より、口頭発表・ポスター発表者から各 1 名を選考し、受賞者には表彰状及び副賞として 5 千円を授与した。第 55 回、56 回、57 回研究会ではコロナ禍におけるオンライン開催となり、発表賞の選考は行われなかった。

第 58 回研究会より、再度『言語文化と日本語教育』採択論文を対象として賞を授与する。賞の対象となる発表者はお茶の水女子大学学生とする（休学中も含め、学籍のある方。共同発表の場合、筆頭発表者で判断する）。